

[政策・見解：小泉内閣の施策等に関連する県政への緊急要求](#)

投稿日時: 2005-11-19 9:49:42 (1046 ヒット)

鳥取県知事 片山 善博 様

2005年11月4日

日本共産党鳥取県委員会

委員長 小村勝洋

小泉内閣の施策等に関連する県政への緊急要求

(1) 介護保険改定、10月1日実施に関する緊急要求

介護保険制度の改定に伴い、2005年10月1日より、施設入所者は1割の利用料に加え、部屋代と食事代、通所デイサービス利用者は食事代を原則全額自己負担することとなりました。利用者の自己負担が増えることによって、退所を余儀なくされる人、デイサービスの利用回数を控える人が出ることが危惧されます。今でも支給限度額の平均4割程度の利用しかできない状況があるにもかかわらず、必要とする介護が受けられなくなる事態が一層すすむ可能性があります。

この間、高齢者にとっては、介護保険料の引き上げ、高齢者控除の廃止、医療費の引き上げなどの負担増が続いており、介護保険での新たな負担増は、高齢者から居場所と必要な介護を奪い、ひいては生きる権利を奪うことにもなりかねません。この事態は老人福祉法にも反します。

介護保険制度の事業主体は市町村ですが、県として、県民が安心して介護が受けられ、高齢者が安心して生きていく権利を守るため、次のことにとりくまれることを、緊急に要望します。

《要望事項》

1、影響調査を行うこと。

- ① 介護保険料段階区分ごとの負担増の実態
- ② 負担増による退所や利用制限が起きていないか
- ③ 施設・事業所の報酬が減るが減収の状況とそれによるサービスの低下がないかどうか
- ④ 施設や事業所の困っていることや要望を調査すること

2、介護サービスが後退しないようにすること

- ① 食費、居住費の全額利用者負担に対する低所得者対策として設けられた「補足的給付」該当者が、もれなく「限度額認定証」を交付されるよう、申請手続きの簡素化等（該当者への通知や申請書の送付、施設・事業所を通じて手続きできるようにするなど）について、市町村及び介護サービス施設への指導・助言を行うこと。

② 来年度保険料改定を見据え、県として保険料減免のための助成をおこなうこと。

③ 利用料の軽減措置を県として行うこと。

- ・ 施設居住費・食費、及び通所食費への補助を行うこと。
- ・ 社会福祉法人減免の対象を、介護老人保健施設や介護療養型医療施設にも拡充し、法人負担部分について、県として助成を行うこと。
- ・ 高額介護サービス費の受領委任払い制度ができるよう、市町村や関係事業所の希望や意見も聞きながら、指導・助言をすること。
- ・ 高齢者控除廃止にともなう課税世帯への負担増に対する軽減措置及び、激変緩和措置をとること。
- ・ 本人の希望によらない場合の個室使用については、多床室扱いとし、特別の負担を求めないよう、市町村、関係事業所に徹底すること。
- ・ 特定疾患（難病）患者について、居住費・食費を含めて、従来どおりの公費負担を継続すること。

④ 都道府県や市町村の整備計画にもとづき、「地域介護・福祉空間整備交付金」を創設することになったが、地域介護・地域福祉の基盤整備に当たっては、特に地域住民参加の視点を重視し、地域住民、利用者、事業者の意見が十分反映されるシステムを構築して実施すること。市町村の計画が、事を急ぐあまり、性急な上からのお仕着せ計画とならないよう指導・助言すること。

3、介護に対する国庫負担の削減が自治体と利用者の負担増の原因となっている。国庫負担をももどすよう国に求めること。

(2) 「障害者自立支援法」に関する要望

今 特別国会において、障害者自立支援法が成立し、順次実施に向けての準備が始まります。身体、知的、精神障害の障害者三事業が一体化されることは、長年の障害者の皆さんの運動の成果であり、当然のことであり、関係者からも評価の声があがっています。しかし問題は、国の財政不足を理由に、障害者本人やその家族 に対して、サービス利用に対する「応益負担」を求め、関係者にとって多大な負担増となっていることです。障害者にとって介護や医療を受けることは、「益」ではなく、人間らしく生きる最低限の保障です。これを「益」と見て、サービスを利用しただけ負担を求めることは、障害者福祉に反する行為です。

今後、法律の実施主体は、県や市町村となってきます。障害者が人間らしく生きる権利を最大限保障するための手立てをとられるよう、当面以下の点を求めます。

1、2006年4月1日実施の公費医療の見直しについて

- ① 障害者や家族など関係者に制度改定の内容を周知徹底すること。そのためにも、市町村や病院、障害者団体など関係機関と協力して、広く障害者に対して説明をすると同時に、従来の精神通院公費医療、更生医療、育成医療の認定者に対して、制度変更の直接通知などを行うこと。その際要望や意見も聞くこと。

- ② 2005年12月からはじまる「みなし認定」手続きがスムーズにでき、もれがないようにすること。

- ③ 療費自己負担が原則1割となり、負担増となる。従来の精神公費医療及び更生・育成医療の該当者にとっては生きていくうえで医療は欠かすことはできない。負担増によって必要な医療が受けられなくなるよう、県特別医療制度を活用するなど、負担軽減措置を講ずること。また一定所得以上（所得税30万円以上）で「重度かつ継続」でない人は3割負担となり負担上限もなく負担増が著しい。特にうつ病患者の重症化や自殺を予防するためにも、軽減措置、緩和措置をとること。

2、介護給付について

- ① 障害程度区分の判定が、モデル事業では一次判定と二次判定の変更比率が、身障36%、知的48%、精神44%となっている。この判定によって、受けられるサービスの内容が決まるので、障害程度の実態を正確に反映した判定となるような仕組みづくりを、市町村と協力してすすめること。
- ② 必要なサービスが受けられるように、また、せめてこれまで受けてきたサービスが継続して受けられるようにすること。そのためにも、施設からの一方的な追い出しはやらないこと、負担の軽減措置を講ずること。

- 3、「障害者福祉計画」を作成するにあたり、障害者や家族など関係者の意見をよく聞き、それをしっかり反映した数値目標をもつこと。介護・生活・訓練など生活全般をバックアップできるような基盤整備を行うこと。

(3) アスベスト対策に関する要望

政府は、石綿による健康被害に対応するため、特別立法で救済する方針を決定し、来年度の通常国会で、新法を制定するとしていますが、具体的な行政責任を明確に認めず、「今後とも精査する必要がある」にととまっています。

新法による救済内容も、補償基準や範囲・財源などが明確になっていないことから、患者や家族、住民の間には、不安の声があがっています。

1960年じん肺法で、アスベストとがんの関係が指摘され、1968年大気汚染防止法、1970年9月の特定科学物質障害予防規則の中で、甘い基準であっても、対策が必要とされていました。1972年にはILOでアスベストによる職業がんが公認されていたにもかかわらず、政府はその対策を講ずることをしませんでした。そのため60年代高度成長期から建物や製造現場でアスベストが大量に使用され、70年代から90年代のはじめにかけて輸入はピークになっています。

旧環境庁も委託調査で、工場周辺住民の健康被害を認識しながら、1989年まで排出基準をつくらず、また、ILO 162 条約「アスベスト使用に於ける安全に関する条約」が1986年に採択され、89年に発行されたにもかかわらず、日本政府は19年間も批准せず、今年6月ようやく審議をはじめました。その間、労働者や周辺住民の被害が広がり、今後40年間に10万人ものアスベストによる死者が出るという、推定もあります。

危険を認識しながら、長期にわたって使用を容認してきた政府の責任は明確であり、重大です。国と原因企業の責任ですべての健康被害者の保護と救済、万全な曝露防止対策の実施が必要です。また自治体のおこなう事業に対しても、国の財政的支援が不可欠と考えます。

このたび、鳥取県において「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」が制定されました。このことは、国の対策が明確にならない中、当面の県民の健康と安全の確保及び不安解消にとって、大切なことです。この条例の趣旨が生かされ、実効性あるものとなるよう、以下の点を要望します。

また、地方自治の本旨にもとづき、県として、県民、滞在者の安全・健康、福祉を守るため、抜本対策をとることを国に求めるよう要望します。

一、県としての対策について

1、石綿被害による、死亡、罹患患者、石綿曝露について、50人以下の企業についても調査をすること。

2、石綿の生産・使用状況に関する調査について

① 県民からの相談件数（8月15日現在）は143件、うち住宅に関する相談が1位で57件と、もつとも多い。希望する必要な調査ができるよう、手立てを講ずること。

② 使用は原則的に禁止となっている。石綿含有製品及び在庫品を調査し、回収を国と製造企業におこなわせること。処理している場合、処理状況を調査し公表すること。

3、子どもや障害者、病人の安全確保を最優先し、撤去工事等の助成をすること。

県所有であった厚生事業団施設、合わせて学校、保育所、幼稚園、その他病院・診療所や福祉施設等は、石綿含有物の撤去・封じ込めを急ぐこと。そのために、県も助成すること。（福井県は市町村立、私立の対策工事に最大1／6を助成している）。

4、適切な飛散防止をした解体作業、及び撤去工事が行われるよう、作業を行うものの教育や研修の徹底、作業をする業者の認定の厳格化、作業の監視体制を強化すること。

5、不況下で、零細企業、中小下請企業が撤去や暴露防止工事ができないことが予測される。利子補給以外にも、適切な財政支援を行うこと。

6、実態把握、指導、監視、被害者の相談、支援にかかわる専門職員等、体制の強化・充実をはかること。

7、健康診断や治療体制などを整備すること。

二、石綿によるすべての健康被害者等の保護、救済、安全対策について以下の点を国に求めること

1、石綿の製造、輸入、販売、使用等に伴って生じたすべての健康被害者等に対する補償並びに被害者の健康管理に必要な事業について、国及び原因企業（製造、輸入、販売、使用、元請等）の責任と費用負担で実施すること。

2、健康被害の療養補償等、労災保険及び公害健康被害補償の水準として①療養給付及び療養費 ②休業補償 ③障害損害補償 ④遺族補償 ⑤児童・介護補償等を給付すること。

3、健康診断や治療体制の整備などの石綿健康福祉予防事業の実施、石綿の製造、輸入、販売、使用等が行われた事業場の事業者及びその家族、周辺住民の健康診断を行い、石綿による健康被害手帳を交付し、継続的な健康管理の確保をはかること。自治体がおこなう事業（相談窓口を含む）に対する財政的保障をすること。

4、健康被害の認定について

石綿の製造、輸入、販売、使用等が行われた事業場に、一定期間従事した者及びその家族、周辺に居住したもののうち、石綿による健康被害が生じている者について、健康被害認定を行い、救済すること。

石綿による被害の特性を考慮して、かつて石綿被害により死亡した従事者及びその家族、周辺住民についても同様に救済すること。そのため政府は、健康被害認定審査会を置き、健康被害の認定業務を行う。被害者は認定業務につき、不服を申し立てることができるようにすること。

5、早急な全面禁止をすると共に、石綿含有製品及び在庫品を回収、埋立地等の安全確認と対策を講ずること。

- 6、石綿含有建物等の解体事業に伴う健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、予防器具等の整備に対する助成をすること。さらに廃石綿の排出、保管、廃業等を把握し適正な処理をはかること。

震災等による石綿含有災害廃棄物の適正処理計画を作成すること。これらを実効あるものにするために、政府は製造、使用者等に自らの製造量、使用箇所等の公表を義務付け、石綿含有建物解体等の現場への立ち入り検査、改善措置、情報の公表をすること。

石綿の製造・使用等を行った、中小零細企業及び中小、零細な下請け企業については納付金（原因企業の）につき配慮し、適切な支援措置をはかること。

（４）国民保護計画の実働訓練の中止を求めます

有事法制・「国民保護法」は、国民を守るものではなく、アメリカの戦争に、国民、地方自治体、民間を強制的に総動員するためのものです。アメリカとの軍事協力をすすめることが、「日本有事」を誘発することになり、この流れを断ち切ることが、「国民保護」の最大保障となります。国民を戦争にまきこむ、有事法制、「国民保護」の具体化には反対です。

- 12月11日に予定している三朝地区での国民保護実働訓練の実施を中止すること。住民や民間企業を強制的に参加させないこと。

[政策・見解：「鳥取県人権条例」廃止を含め発動しないよう知事に要請](#)

投稿日時: 2005-11-19 7:42:53 (966 ヒット)

鳥取県知事

片山 善博 様

2005年10月12日

日本共産党鳥取県委員会

委員長 小村 勝洋

本日成立した「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」

について、廃止を含め発動しない措置をとられることを要請します

- 1、 本日幕を閉じた9月県議会は、県議35人の連名で提案された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」を可決しました。同条例案の議会提出が新聞報道されるや、県弁護士会はいち早く「個人が令状もなく強制捜査される恐れがあること、行政機関については抜け穴が多い」などを指摘し、8日には、会長声明で「憲法違反の条例」だと厳しく指摘し、詳細な見解を公表しました。私たち日本共産党県委員会も7日、前田宏議長に対し、後述の理由から制定すべきでないを指摘するとともに、会期末の短時日の審議で制定することなく、公聴会の実施その他で幅広く県民の意見を聴いて審議するなど、慎重な取り扱いを要望しました。

県弁護士会の声明や私たちの要請にもかかわらず、県議会が、多数をもって制定したことは、県議会と県政の歴史に汚点を残した残念な行為だといわざるをえません。

同条例制定の動きを知った県民、国民から260件以上にのぼるメールやファックスが県議会と県民室に寄せられたことに見られるように、県議会の行動は、県民の言動を規制する条例にもかかわらず、県民の声を十分に聞かず、議会多数派を背景にした拙速な制定であるといえます。

2、 私たちは、同条例が次のような重大な問題点をもっており、ほんらい制定すべきではないと考えるものです。

第一に、県民的な議論がつくされているとはいえ、今議会での制定は時期尚早だということです。

人権侵害を救済するための実効ある法の整備については、国会でも政府提出の「人権擁護法案」が廃案をくりかえし、与党の自民党内でも「人権侵害の規定が曖昧で、憲法が保障する表現の自由などに反する」などの声があがり、先の通常国会でも廃案になりました。県議会が制定した条例も、後述のように人権や差別の規定などあいまいさを含んだものであり、県民のあいだでの十分な議論をつくさないまま成立させるべきではありません。

第二に、同条例は県の原案を修正していますが本質的な変更を加えるものになっていません。内容の点からも制定すべきではありません。

- ① 国連人権規約委員会は日本政府に対して、「警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関を遅滞なく設置することを勧告」しています。最も救済が必要でかつ救済困難なのは公権力による人権侵害であるからこそ、国連が日本政府に勧告しているのです。人権侵害を救済するための法的整備については、国連の勧告もふまえ、救済対象となる人権侵害の規定及び人権救済機関の公権力からの独立性を明確にすべきです。

条例は、「行政機関による……違反する行為を含む」(第2条1項)と規定し、県の原案がまったく触れなかった行政機関の行為も含むとしています。しかし、救済対象となる人権侵害を定める第3条には、行政機関による侵害行為が明記されていません。また、人権侵害救済推進委員会が行う調査への協力を定めた第19条では、関係行政機関は当該機関の長の判断で説明、資料提供などの協力要請を拒否できるとしており、抜け穴が用意されています。結局、条例全体の仕組みを通して見れば、行政機関による人権侵害が審査され、救済される道すじが見えてきません。

- ② 人権侵害救済推進委員会の行政機関からの独立性はどうでしょうか。人選は、委員の推薦は知事のみであり、運営、予算面など行政機関からの独立性を担保する規定がありません。人選に関して付け加えれば、委員会の職務は法律的な見識を必要とするにもかかわらず、条例は「弁護士となる資格を有する者が含まれるように努めなければならない」と努力規定を定めるにとどまり、職務遂行を保障する上で問題です。
- ③ 条例は、人権や差別について明確な規定なしに「不当な差別的取扱い」、「不当な差別的言動」、「不当な差別取扱いをすることを助長、又は誘発する目的」などの文言で、「差別的言動」を規制対象としています。

何が差別か、差別的かの判断は極めて微妙な問題であり、裁判でも判断が分かれるところでは、それを、厳格な審査を行なう司法ではなく、行政機関である人権救済推進委員会が判断して介入することは重大な問題であり、国民の言論、表現活動に対する抑圧ともなり、憲法に抵触するものです。ちなみに諸外国では、規制されるのは差別的取扱いとしてあらわれる行為であって、言論や表現活動を対象とする例はほとんどありません。この点でも国際的に見て異常だといわざるをえません。

- ④ 「不当な差別的言動」や「助長する目的で行なう行為」が規制の対象となることは、差別解消に逆行する部落解放同盟の「確認・糾弾」の合法化に道をつけることになりません。部落解放同盟は、今日でも「確認・糾弾」を自らの運動の生命線と位置づけ、部落差別取締法の早期制定を求めることを方針としていることは、ご承知のとおりです。

⑤ 条例は第31条で、「報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない」と規定していますが、前述したように「不当な差別的言動」という規定のあいまいさは、報道機関が現に行なっている表現に対する過剰な自己規制に、いっそう拍車をかける恐れがあります。これは表現の自由、報道の自由と国民の知る権利への侵害になりかねません。

⑥ 最後に、人権救済推進委員会が有する権限が強力にすぎること問題です。第18条は「職権調査」の権限を認め、第19条で「当事者は、…、調査に協力しなければならない」と協力を義務づけており、「調査を拒み、妨げ、忌避した者は、5万円以下の過料」という罰則規定まであります。

憲法35条が定める「適正手続き」は、行政手続にも適用されるべきとする有力な見解がありますが、強力な権限を有する行政機関が令状なしに職権調査できることは憲法に抵触する重大な問題です。

3、 条例が制定された以後は、行政とりわけ知事がどのような姿勢でこれにのぞむかが問われることとなります。知事におかれましては、すでに示されている県民の懸念や弁護士会の指摘などをふまえ、同条例の内容の重大さをあらためてご認識いただき、執行日までの期間に、廃止を含め同条例が事実上発動しないための措置をとられることを要請いたします。

以上

[政策・見解：「鳥取県人権条例」慎重審議を県議会に要請](#)

投稿日時：2005-11-19 7:39:45 (968 ヒット)

鳥取県議会

議長 前田 宏 様

2005年10月7日

日本共産党鳥取県委員会

委員長 小村 勝洋

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」案の

慎重な審議を要請します

県議35人の連名で提出された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例案」にたいしては、いち早く県弁護士会から、「個人が令状もなく強制捜査される恐れがあること、行政機関については抜け穴が多い」などの指摘があがっています。県提出の原案段階から弁護士会をはじめとして批判や疑問の声があがっていた条例を、会期末の短時日の審議で、議会内の多数派を背景に制定することは、県民の付託をうけた県議会として問題を残すことになるのではないのでしょうか。公聴会の実施その他で幅広く県民の意見を聴いて審議するなど、慎重な取り扱いを要望するものです。

私たちは、次ぎのような理由から同条例を制定すべきではないと考えるものです。

第一に、県民的な議論がつくされていない現段階での制定は時期尚早だということです。

人権侵害を救済するための実効ある法の整備については、国会でも政府提出の「人権擁護法案」が廃案をくりかえし、与党の自民党内でも「人権侵害の規定が曖昧で、憲法が保障する表現の自由などに反する」などの声があがり、先の通常国会でも廃案になりました。県議会に提案された条例案も、後述のように人権や差別の規定などあいまいさを含んだものであり、県民のあいだでの十分な議論をつくさないまま成立させるべきではありません。

第二に、条例案は県の原案を修正していますが本質的な変更を加えるものになっていません。

内容の点からも制定すべきではありません。

- ① 国連人権規約委員会は日本政府に対して、「警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関を遅滞なく設置することを勧告」しています。最も救済が必要でかつ救済困難なのは公権力による人権侵害であるからこそ、国連が日本政府に勧告しているのです。人権侵害を救済するための法的整備については、国連の勧告もふまえ、救済対象となる人権侵害の規定及び人権救済機関の公権力からの独立性を明確にすべきです。

- ② 条例案は、「行政機関による……違反する行為を含む」(第2条1項)と規定し、県の原案がまったく触れなかった行政機関の行為も含むとしています。しかし、救済対象となる人権侵害を定める第3条には、行政機関による侵害行為が明記されていません。また、人権侵害救済推進委員会が行う調査への協力を定めた第19条では、関係行政機関は当該機関の長の判断で説明、資料提供などの協力要請を拒否できるとしており、抜け穴が用意されています。結局、条例全体の仕組みを通して見れば、行政機関による人権侵害が審査され、救済される道すじが見えてきません。

人権侵害救済推進委員会の行政機関からの独立性はどうでしょうか。人選は、委員の推薦は知事のみであり、運営、予算面など行政機関からの独立性を担保する規定がありません。人選に関して付け加えれば、委員会の職務は法律적인見識を必要とするにもかかわらず、条例は「弁護士となる資格を有する者が含まれるように努めなければならない」と努力規定を定めるにとどまり、職務遂行を保障する上で問題です。

- ③ 条例案は、人権や差別について明確な規定なしに「不当な差別的取扱い」、「不当な差別的言動」、「不当な差別取扱いをすることを助長、又は誘発する目的」などの文言で、「差別的言動」を規制対象としています。何が差別か、差別的かの判断は極めて微妙な問題であり、裁判でも判断が分かれるところです。それを、厳格な審査を行なう司法ではなく、行政機関である人権救済推進委員会が判断して介入することは重大な問題であり、国民の言論、表現活動に対する抑圧ともなり、憲法に抵触するものです。ちなみに諸外国では、規制されるのは差別的取扱いとしてあらわれる行為であって、言論や表現活動を対象とする例はほとんどありません。この点でも国際的に見て異常だといわざるをえません。

- ④ 「不当な差別的言動」や「助長する目的で行なう行為」が規制の対象となることは、差別解消に逆行する部落解放同盟の「確認・糾弾」の合法化に道をつけることとなります。部落解放同盟は、今日でも「確認・糾弾」を自らの運動の生命線と位置づけ、部落差別取締法の早期制定を求めることを方針としていることは、ご承知のとおりです。
- ⑤ 条例は第31条で、「報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない」と規定していますが、前述したように「不当な差別的言動」という規定のあいまいさは、報道機関が現に行なっている表現に対する過剰な自己規制に、いっそう拍車をかける恐れがあります。これは表現の自由と国民の知る権利への侵害になりかねません。
- ⑥ 最後に、人権救済推進委員会が有する権限が強力にすぎること問題です。第18条は「職権調査」の権限を認め、第19条で「当事者は、…、調査に協力しなければならない」と協力を義務づけており、「調査を拒み、妨げ、忌避した者は、5万円以下の過料」という罰則規定まであります。

憲法35条が定める「適正手続き」は、行政手続にも適用されるべきとする有力な見解がありますが、強力な権限を有する行政機関が令状なしに職権調査できることは憲法に抵触する重大な問題です。

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」案について私たちの見解を述べましたが、議長におかれましては、事柄の重大さをあらためてご認識いただき、県議会が、同条例案の審議を慎重にすすめ、会期末の短時日で議会内の多数意見だけによる採決を急ぐことのないよう、重ねて要請するものです。

以上